

別紙

諮問第1544号

答 申

1 審査会の結論

「特種用途自動車（交通取締用四輪車）の買入れ（契約番号〇ー〇）に係る物品買入契約書」外7件を一部開示とした決定及び「写真」を非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「交通取締用四輪車（覆面）の購入に係る仕様書、契約書、入札調書、納入業者から提出された書類（平成〇年度に購入したもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年7月6日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和3年1月18日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年11月24日に実施機関から理由説明書を收受し、同月25日（第195回第三部会）から令和4年1月24日（第197回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

ア 交通違反の取締り及び緊急自動車に関する定めについて

(ア) 道路交通法（昭和35年法律第105号）1条では、「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。」と定めている。

実施機関では、道路交通法その他の道路交通関係法令の違反（以下「交通違反」という。）の取締りについて必要な事項を定めることを目的として、警視庁交通違反取締り規程（平成13年10月1日訓令甲第41号）を定めており、同規程4条では、交通違反取締りの基本方針について、「違反の取締りは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図ることを本旨とし、適正に行わなければならない。」と規定している。

(イ) 道路交通法39条1項では、緊急自動車の定義について、「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」と定めている。

これを受けた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）13条1項本文では、上記「政令で定める自動車」について、同項各号に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものとする旨定め、同項1号の7において、警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するものを緊急自動車として定めている。

イ 実施機関の決定について

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書として別表1及び2に掲げる本件対象公文書1から9まで（以下「本件各対象公文書」という。）を特定した。

実施機関は、本件対象公文書1から8までに記載されている情報のうち、「警察職員の印影」（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号及び4号に該当し、「法人の印影」（以下「本件非開示情報2」という。）は同条4号に該当し、『物

品買入契約書』の警察電話の内線番号」(以下「本件非開示情報3」という。)は同条6号に該当し、「図面記載の個人の氏名」(以下「本件非開示情報4」という。)は同条2号に該当し、「図面記載の業者名及び生産技術に関する情報が記載された部分並びに『支払金口座振替依頼書』の電話番号及び口座情報」(以下「本件非開示情報5」という。)は同条3号に該当し、「その他の非開示とした部分」(以下「本件非開示情報6」という。)は同条4号に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

また、本件対象公文書9については、条例7条4号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

#### ウ 本件一部開示決定及び本件非開示決定の妥当性について

##### (ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件開示請求が、税金の用途を明らかにするためのもので、情報公開の重要な役割の一つであり、また、実施機関が非開示とした理由のうち、公にすることにより交通取締りにおいて使用する車両の車種が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者が対抗措置をしやすくなると述べている点について、このソーシャルネットワークが発達した現代において、それは無意味である旨主張する。

また、情報公開において契約情報が非開示か開示かの判断は、それが個人情報であったり、公開することによって他人の生命身体に危険が及ぶべき場合において考慮されるべきもので、安易に、犯罪を企図する者から対抗措置をされることを理由に非開示にすることは情報公開の制度をないがしろにするものであり、著しく憲法に違反する旨主張する。

さらに、過去に実施機関が購入した交通取締用の覆面〇〇(車種名)について、車種名や写真を開示しており、今回は開示、次は非開示というようにその時々で開示する側の都合の良いように変遷されるべきものではなく、過去に開示されたものは天変地異等により情勢が著しく変化しない限り、ころころ変わるべきではないことから、車種名とそれに伴う業者から提出された書類(写真)については、契約の内容を精査する上で根幹部分であり、これを開示すべきである旨主張する。

(イ) 実施機関の説明

a 本件非開示情報1について

実施機関は、本件非開示情報1について、本件「特種用途自動車（交通取締用四輪車）の買入れ（契約番号〇ー〇）に係る契約」（以下「本件契約」という。）に係る担当者等の特定の警察職員の印影であって、当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、また、いずれの職員も慣行として氏名が公表されている管理職職員ではないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない旨説明する。

さらに、実施機関は、本件非開示情報1を公にすることにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、当該情報が条例7条4号にも該当する旨説明する。

b 本件非開示情報2について

実施機関は、本件非開示情報2について、本件契約に係る特定の法人の印影であって、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、当該法人の財産を脅かす等、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する旨説明する。

c 本件非開示情報3について

実施機関は、本件非開示情報3について、本件契約の関係業者と実施機関がやり取りするために記載された、一般には公にしていない実施機関の内線番号であり、公にすることにより、警察関係者や契約関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、契約等の警察の事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する旨説明する。

d 本件非開示情報4について

実施機関は、本件非開示情報4について、本件契約に係る特定の法人の取引先業者の担当者等の氏名であり、これは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない旨説明する。

e 本件非開示情報5について

実施機関は、本件非開示情報5について、当該情報のうち、「図面記載の業者名及び生産技術に関する情報が記載された部分」は、特定の法人の取引先業者名、特定の法人の独自の技術的ノウハウ等に基づき作成した設計図等に関する情報であり、「『支払金口座振替依頼書』の電話番号及び口座情報」は、特定の法人が管理する電話番号又は口座の情報であって、これらの情報を公にすることにより、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報及び生産技術上の情報が明らかになるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない旨説明する。

f 本件非開示情報6について

実施機関は、本件非開示情報6について、本件契約に係る「交通取締用四輪車（覆面用）」（以下「本件買入れ車両」という。）の車種、構造、装備品の設置場所及び形状、自動車登録番号、保有所属等に関する情報であって、公にすることにより、当該車両が警察用車両であると容易に判別され、交通取締りから逃れること及び本件買入れ車両の車種、構造等の情報をインターネット等で拡散することで、その情報が共有され、取締り逃れの手口が悪質・巧妙化し、交通取締りその他捜査を妨害する等、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する旨説明する。

g 本件対象公文書9の非開示決定について

実施機関は、本件対象公文書9について、本件買入れ車両を撮影した写真で

あって、公にすることにより当該車両の車種、構造及び自動車登録番号が明らかとなり、その結果、当該車両が警察用車両であると容易に判別され、交通取締りから逃れること及び本件買入れ車両の写真インターネット等で拡散することで、その情報が共有され、取締り逃れの手口が悪質・巧妙化し、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当する旨説明する。

h 本件買入れ車両購入の必要性について

実施機関は、本件買入れ車両の購入及び運用の目的について、実施機関において限られた体制の下で効果的に交通秩序を維持し、運転者に対して取締りの有無にかかわらず、交通関係法令を遵守させることであるとし、そのためには、「交通取締用四輪車（いわゆる交通パトカー）」だけではなく、本件買入れ車両により交通取締りを行う必要がある旨説明する。

i 審査請求人の主張について

実施機関は、審査請求人の「過去に開示されたものは天変地異等により情勢が著しく変化しない限り、ころころ変わるべきではない」等の主張に対し、非開示情報該当性については、開示請求の都度検討し、総合的に判断すべきものであり、仮に過去に同種の情報が開示されていたとしても、本件買入れ車両の車種名や写真については、前記aからgまでで説明したとおり、各非開示情報に該当する旨説明する。

(ウ) 審査会の検討

a 本件各対象公文書の見分について

審査会が、本件各対象公文書を見分した結果は、以下のとおりである。

(a) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、本件契約の物品買入契約書及びその添付書類一式であり、物品買入契約書、内訳書、仕様書及び特種用途自動車（交通取締用四輪車）規格書で構成されていることが確認された。

また、本件対象公文書1には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報

1、2、3及び6が記載されていることが確認された。

(b) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、本件契約に係る第1回入札経過調書であり、開札日時、開札場所、入札者の情報、入札金額等が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書2には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報1が記載されていることが確認された。

(c) 本件対象公文書3について

本件対象公文書3は、本件買入れ車両の外観図であり、本件買入れ車両の外観、仕様等の詳細な内容及び当該外観図を作成した法人に関する情報が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書3には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報4、5及び6が記載されていることが確認された。

(d) 本件対象公文書4について

本件対象公文書4は、本件買入れ車両7台分の自動車検査証であり、車両の車種、寸法及び排気量に係る情報のほか、実施機関における保有所属名等が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書4には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報6が記載されていることが確認された。

(e) 本件対象公文書5について

本件対象公文書5は、本件買入れ車両の配線図であり、詳細な配線の構造、使用している部品、部品のメーカー名、当該配線図を作成した法人に関する情報等が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書5には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報4、5及び6が記載されていることが確認された。

(f) 本件対象公文書6について

本件対象公文書6は、本件買入れ車両に係る納品書であり、それぞれ異なる日付で2回に分けて納品書が作成され、当該納品に関する情報が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書6には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報2及び6が記載されていることが確認された。

(g) 本件対象公文書7について

本件対象公文書7は、本件契約に係る請求書であり、請求金額等の情報が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書7には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報2及び6が記載されていることが確認された。

(h) 本件対象公文書8について

本件対象公文書8は、本件契約に係る支払金口座振替依頼書であり、本件契約に係る法人が実施機関に対して支払金の振込先として指定した口座に関する情報、法人の連絡先等が記載されていることが確認された。

また、本件対象公文書8には、本件各非開示情報のうち、本件非開示情報2及び5が記載されていることが確認された。

(i) 本件対象公文書9について

本件対象公文書9は、本件買入れ車両の写真であり、前後左右等の複数の角度から撮影されているものであることが確認された。

b 本件一部開示決定における本件非開示情報1から6までの非開示妥当性について

(a) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報1を見分したところ、当該情報は、管理職でない警察職員の姓を刻した印影であり、これは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号

本文に該当する。

また、実施機関では、警察職員の氏名のうち管理職である職員の氏名については、慣行として公にしているが、管理職でない警察職員の氏名については、慣行として公にしていないとのことであり、当該非開示部分は条例7条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないとの実施機関の説明は首肯できる。

以上によれば、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(b) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報2を見分したところ、当該情報は、本件契約に係る法人の印影であり、これを公にすることになると、偽造等により犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(c) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報3を見分したところ、当該情報には、本件契約に係る実施機関における担当部署の内線番号が記載されていることが確認された。

また、実施機関の説明によると、本件非開示情報3は、一般には公にしていない内線番号であるとのことであり、審査会が実施機関のホームページで当該内線番号について検索したが、当該ホームページへの掲載は確認されなかった。

これらのことを踏まえ、審査会が検討したところ、本件非開示情報3は、一般に公にしていない内線番号であって、これを公にすると、警察関係者及び契約関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察

通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件非開示情報3は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(d) 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報4を見分したところ、当該情報には、実施機関が説明するとおり、特定の法人の担当者の姓が記載されており、これらは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められた。

以上によれば、本件非開示情報4は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示が妥当である。

(e) 本件非開示情報5の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報5を見分したところ、このうち、「図面記載の業者名及び生産技術に関する情報が記載された部分」については、本件契約に係る特定の法人が個別に取引をしていると認められる法人の名称及び本件契約に係る車両の具体的な配線の構造が記載されており、当該情報は、実施機関が説明するとおり、特定の法人の取引先及び技術的なノウハウに関する情報であることが認められた。

さらに、本件非開示情報5のうち、「『支払金口座振替依頼書』の電話番号及び口座情報」の部分については、特定の法人の電話番号並びに本件契約の支払金の入金先口座として当該法人が指定した口座に係る金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座情報コードが記載されていることが確認された。

これらのことを踏まえ、審査会が検討したところ、本件非開示情報5は、本件契約に係る特定の法人の内部管理及び生産技術上の情報であり、これを公にすると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるものと認められる。

以上によれば、本件非開示情報5は、条例7条3号に該当し、非開示が妥

当である。

(f) 本件非開示情報6の非開示妥当性について

審査会が、本件非開示情報6を見分したところ、当該情報には、本件買入れ車両の車種名、型式、構造、登録番号、保有所属等の具体的に車両を識別することができる情報及び当該車両に搭載されている装備品の設置場所、形状、構造等の情報が記載されていることが確認された。

本件買入れ車両の購入の必要性については、前記(イ)hのとおり実施機関が説明しているところ、これを踏まえ、審査会が検討するに、本件非開示情報6を公にすることにより、本件買入れ車両が交通違反取締りの現場で容易に識別されることとなり、実施機関が説明する限られた体制の下で効果的に交通秩序を維持し、運転者に対し取締りの有無にかかわらず交通関係法令を遵守させるという目的を達成することが困難になるものと認められる。

さらに、本件買入れ車両に搭載されている装備品に関する情報についても、当該情報が明らかになることにより、具体的な装備品の種類等が明らかになり、これに対して事前の対策が可能となり、その結果、交通違反等の犯罪を企図する者等が交通取締りその他の捜査を妨害することが容易になるものと認められ、前記(イ)fの実施機関の説明は首肯することができる。

以上によれば、本件非開示情報6は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

c 本件非開示決定の妥当性について

審査会による本件対象公文書9の見分結果については、前記a(i)のとおりであり、当該公文書を公にすることになると、本件買入れ車両の車種、構造、自動車登録番号等の情報が明らかになるものと認められる。

これを踏まえ、審査会が検討したところ、本件対象公文書9に記載されている情報が一部でも明らかになると、本件買入れ車両が交通違反取締りの現場で容易に識別されることとなり、実施機関が説明する限られた体制の下で効果的

に交通秩序を維持し、運転者に対し取締りの有無にかかわらず交通関係法令を遵守させるという目的を達成することが困難になるものと認められる。

以上によれば、前記（イ）gの実施機関の説明は首肯できるものであり、本件対象公文書9は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

d 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記（ア）のとおり、過去に実施機関が購入した交通取締用の覆面〇〇（車種名）について、車種名や写真を開示しており、開示・非開示の判断をその時によって開示する側の都合の良いように変遷されるべきものではない旨主張しており、これに対し、実施機関は前記（イ）iのとおり説明している。

審査会が検討したところ、審査請求人が過去に開示されたと主張する車両に係る契約は、購入時期及び車種名から判断するに、本件契約とは別の契約に関するものであると認められる。

これらのことを踏まえると、審査請求人が主張するように、仮に過去の契約において、別の交通取締用四輪車の車種名及び写真が開示されていたとしても、購入時期、車種等が異なる契約に係る公文書の開示請求に対し、個別の案件ごとに非開示情報該当性を検討し、総合的に判断をすべきであるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、当該審査請求人の主張については、前記aからcまでで述べた審査会の検討結果に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は、審査請求書において、その他種々の主張をしているが、これらのいずれについても、審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明

別表1 本件対象公文書及び記載されている非開示情報（本件一部開示決定）

本件対象 公文書	公文書の件名 特種用途自動車（交通取締用四輪車）の買入れ（契約 番号〇-〇）に係る		記載されている非 開示情報
本件対象 公文書1	物品買入契約書（文書番号：第〇号 契約確定日： 令和〇年〇月〇日）		本件非開示情報 1、2、3及び6
本件対象 公文書2	第1回入札経過調書（文書番号：〇-〇 開札日 時：令和〇年〇月〇日 〇時〇分）		本件非開示情報1
本件対象 公文書3	〇〇〇パトカー外観図（受注番号：〇~〇 図番： 〇-〇）		本件非開示情報 4、5及び6
本件対象 公文書4	自動車検査証（※1）	番号〇〇	本件非開示情報6
		番号〇〇	
本件対象 公文書5	警視庁殿向け〇〇〇パトカー配線図（図番：〇-〇）		本件非開示情報 4、5及び6
本件対象 公文書6	納品書（※2）	令和〇年〇月〇日付け	本件非開示情報2 及び6
		令和〇年〇月〇日付け	
本件対象 公文書7	請求書（令和〇年〇月〇日付け）		本件非開示情報2 及び6
本件対象 公文書8	支払金口座振替依頼書（令和〇年〇月〇日付け）		本件非開示情報2 及び5

※1 本件対象公文書4は、それぞれ番号が異なる車両7台分の自動車検査証である。

※2 本件対象公文書6は、それぞれ日付が異なる2回分の納品書である。

別表2 本件対象公文書（本件非開示決定）

本件対象公文書	公文書の件名
本件対象公文書9	写真（特種用途自動車（交通取締用四輪車）の買入れ（契約番号〇ー〇）に係る特種用途自動車を写したものが2枚）